

三田市教育委員会教育長の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>三田市教育委員会教育長の<u>給与及び旅費</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第16条第2項の規定に基づき、三田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>の給与及び旅費について定めるものとする。 第2条～第4条 省略</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>三田市教育委員会教育長の<u>給与等</u>に関する条例 (趣旨) 第1条 この条例は、<u>三田市教育委員会教育長(以下「教育長」という。)</u>の給与、旅費、勤務時間その他の勤務条件及び職務に専念する義務の特例に関して必要な事項を定めるものとする。 第2条～第4条 省略 (勤務時間等) 第5条 教育長の勤務時間その他の勤務条件については、<u>職員の勤務時間その他の勤務条件に関する条例(昭和35年三田市条例第30号)の規定の例による。</u>この場合において、同条例中「任命権者」とあるのは、「<u>三田市教育委員会</u>」と読み替える。 (職務に専念する義務の特例) 第6条 教育長の職務に専念する義務の特例については、<u>職務に専念する義務の特例に関する条例(昭和31年三田町条例第33号)の規定の例による。</u> 2 前条後段の規定は、前項の規定について準用する。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

三田市議会委員会条例新旧対照表

現行	改正案
<p>第1条～第17条 省略 (出席説明の要求) 第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の委員長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>	<p>第1条～第17条 省略 (出席説明の要求) 第18条 委員会は、審査又は調査のため、市長、<u>教育委員会の教育長</u>、選挙管理委員会の委員長、公平委員会の委員長、農業委員会の会長及び監査委員その他法令又は条例に基づく委員会の代表者又は委員並びにその委任又は囑託を受けた者に対し、説明のため出席を求めようとするときは、議長を経てなければならない。</p> <p style="text-align: center;">以下省略</p>

特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例新旧対照表

現行	改正案				
<p>第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報酬額</td> </tr> </table>	区分	報酬額	<p>第1条～第5条 省略 別表(第2条、第4条関係)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center;">区分</td> <td style="width: 50%; text-align: center;">報酬額</td> </tr> </table>	区分	報酬額
区分	報酬額				
区分	報酬額				

教育委員会	委員長	月額 89,200 円
	委員	月額 65,300 円
省略		

教育委員会	委員	月額 65,300 円
	省略	

三田市教育委員会の職務権限の特例に関する条例新旧対照表

現行	改正案
<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 24 条の 2 の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとする教育に関する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</p>	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和 31 年法律第 162 号)第 23 条第 1 項の規定に基づき市長が管理し、及び執行することとする教育に関する事務は、次の各号に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) スポーツに関すること(学校における体育に関することを除く。)</p> <p>(2) 文化に関すること(文化財の保護に関することを除く。)</p>